

第 82 回神奈川県環境審議会議事録

日時：令和 7 年 8 月 28 日（木曜日）14 時 00 分から 15 時 00 分まで

場所：神奈川県庁新庁舎 8 階議会第 4 会議室及び Web 会議

出席委員：青木委員、青柳委員、石原委員、岩澤委員、鏡味委員、片岡委員、片桐委員、岸部委員【副会長】、倉田委員、斉藤委員、笹生委員、佐藤委員、佐土原委員、白井委員、新堀委員、杉岡委員、鈴木委員【会長】、津田委員、松崎委員

1 開会

- ・尾埜環境農政局長あいさつ
- ・出席委員が過半数を超えており、会議が有効に成立していることを確認
- ・傍聴者の確認（傍聴希望者なし）
- ・議事録署名は、会長・副会長にて行うことを確認

2 議題

審議事項（1）副会長の選出について

【鈴木会長】

それでは、次第に沿って議事を進めます。

まずは、審議事項（1）「副会長の選出について」です。資料 1 を御覧ください。副会長は、環境審議会条例第 4 条第 1 項の規定により、委員の皆様の互選により選出することとなっております。

また、第 1 回環境審議会での了解事項として、副会長は、県議会の議員の中から選出することとされております。御推薦いただき、皆様にお諮りして決定したいと存じますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

御異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、副会長につきまして、どなたか御推薦はございますか。

【新堀委員】

会長、神奈川県議会議員の中からということですので、岸部委員を推薦させていただきたいと思います。

【鈴木会長】

皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

特に御異議がないようですので、副会長は岸部委員にお願いいたします。

それでは、岸部副会長、こちらの副会長席にお移りいただき、御挨拶をいただけますでしょうか。

【岸部委員】

はい。ただいま、神奈川県環境審議会の副会長として御推薦賜りました県議会議員の岸部都と申します。

新委員ということでございますが、副会長という重責を担うことになりまして、大変光栄であると同時に、非常に緊張しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。鈴木会長とともに、一生懸命取り組ませていただきたいと思います。

この夏も猛暑で、異常気象ということが大変問題になっておりますが、環境問題という点では、地球温暖化の進行に伴う様々な自然災害の頻発化や激甚化、また、県民生活への大きな影響等、脱炭素に向けて県も取り組んでいるところでございますが、まだまだこれから、しっかりと取り組まなければならない、すべての県民が気にする問題でもあろうかと思えます。

環境審議会におかれましても、ぜひ有益な議論を続けていただきまして、しっかりと、県民生活に寄与することになりますように、皆様に御協力をお願いいたしまして、審議を進めさせていただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

審議事項（２）神奈川食品ロス削減推進計画の改定素案について

【鈴木会長】

では、次の議題に移らせていただきます。審議事項（２）は、「神奈川県食品ロス削減推進計画の改定素案について」です。事務局から御説明をお願いします。

【松本資源循環推進課長】

(資料２－１に基づいて説明)

【鈴木会長】

ありがとうございます。ただいま御説明がありました内容につきまして、御質問

や御意見がありましたら、御発言をお願いします。

【斉藤委員】

神奈川県議会議員の斉藤たかみです。どうぞよろしくお願いいたします。

私も、神奈川県議会において、知事へ直接、フードドライブの推進、食品ロスの削減等について、提言を行ってきました。そういったことから考えると、先日のファストフード店での、セット商品のカードだけ抜いて、食品を捨ててしまうというのは、心が痛かったニュースではあります。

私は、熊本の事例を参考に、知事に提言をしたことがありまして、熊本は県庁でのフードドライブの推進ということを「隗より始めよ」ということから始めたそうですが、神奈川県でもそういった提言を受けて、これまで取組を行ってきたことだと思います。

これまで神奈川県庁におけるフードドライブは何回実施してきたのか、協力してくれた方からは、このフードドライブ活動を通じて、こういった御意見があったのか等を教えていただければと思います。

【松本資源循環推進課長】

はい。ありがとうございます。

現在、県で行っているフードドライブの実施状況を簡単に御説明しますと、県庁におきましては、まず本庁については、本庁舎と、東庁舎の2箇所の玄関において、食品を回収するブースを設置しており、通年で食品の寄附を受け付けているという状況でございます。また、出先機関におきましても、「食品ロス月間」というものを10月に位置付けておりまして、その10月を中心に、各地域県政総合センターという出先機関がありますので、そちらの庁舎において、フードドライブを実施しているという状況でございます。

フードドライブの実施回数でございますけれども、2021年度から開始しており、今回で5回目というところでございます。

【斉藤委員】

これまで5回開催をされたということで、協力してくだった方からは、どのような意見があったのでしょうか。

【松本資源循環推進課長】

直接いただいている意見といたしましては、同じように食品の寄附を集めている「フードバンクかながわ」という団体がありまして、県庁で集まったものについてはそちらに寄附をしております。その際に、この取組によって食品が充実した、そ

れを支援先に送り届けることができるということで、感謝の言葉をいただいているという状況でございます。

【斉藤委員】

ありがとうございます。もう1点お聞きしたいのですが、「フードバンクかながわ」さんとも意見交換をしたことがありますけれども、そこでやはり冷凍食品のフードドライブ推進に向けては、しっかりと行き渡るというところも課題だと聞いたことがあります。資料を見ると、冷凍食品の寄附やデジタル技術を活用した食品寄附システムの構築ということに今後力をさらに入れていくという方針だと思いますけれども、その詳細について、どのような形で考えているのか教えてください。

【松本資源循環推進課長】

はい。まず、「フローズネットワーク」について御説明します。

「フローズネットワーク」と申しますのは、寄附を受けた冷蔵・冷凍食品について、県と連携した、中核的なフードバンクが所有している冷凍倉庫や、冷凍車等を活用いたしまして、県内全域の子ども食堂などその寄附品、寄附された食品を配布しているというものでございます。

【斉藤委員】

デジタル技術についても教えていただけますでしょうか。

【松本資源循環推進課長】

デジタル技術は、8月26日（火曜日）に、記者発表をしたものでございまして、それぞれ企業などで発生する食品ロスを、デジタル技術を活用して、子ども食堂や児童養護所施設などに送り届けるというものになっております。

具体的に申し上げますと、今回、そのデジタル技術を提供してくださる事業者が運営しているプラットフォームというのがございます。県内で発生した食品ロス、例えば規格外品や、余剰品等の寄附がありますので、それをそのプラットフォームという、簡単に申しますと、ネットショップのようなものに登録をいたしまして、子ども食堂や児童養護施設がプラットフォームを見て、そちらに掲載されている食品を選んで注文すると、その食品が業者を通じて手元に届けられるというものでございます。

ただ、これにつきましては、連携をしたという段階でございまして、これからそのプラットフォームの詳細を詰めて、できるだけ早い時期に、実際に活用いただくようにしていきたいと考えているものでございます。

【齊藤委員】

はい。ありがとうございます。詳細について確認をいたしました。

食品ロスの削減という観点で言えば、担当は環境農政局だと思います。そして、本当に食べ物等が必要な方々にしっかりと届けるというところに関しては、福祉子どもみらい局も担当となってくるかと思いますので、横の繋がりも大切にしながら、効果的かつ効率的にフードドライブを推進していただきたいと思います。

最後に、市町村との連携も欠かせないと思いますが、市町村との連携について教えてください。

【松本資源循環推進課長】

はい。例えば、デジタル技術を活用した寄附活動の推進ですけれども、こちらの取組の開始にあたっては、県で把握している子ども食堂や児童養護施設にまずは限定して、取組を始めたいと思っております。

ただ、この取組自体は、広く県域に、さらに全国に広げていくことが理想だと思っておりますので、まずは県で取組を始めまして、その取組がうまく運営できるというような状況を確認いたしましたら、引き続き、市町村にも、こちらの取組に参加していただきたいと思いますと考えております。それにあたっては、市町村のそれぞれ担当局に、取組を案内して希望する子ども食堂など、子どもの支援に繋がる施設の紹介を受けて、そちらにも、食品が届けられるように取り組んでいきたいと思っております。

【齊藤委員】

はい。ありがとうございました。以上です。

【鈴木会長】

その他の委員の方、御意見はございますか。

【石原委員】

東京大学の石原と申します。

啓発活動をされるのはよいと思います。一方で、啓発活動に関しては、啓発をした瞬間は、多少その行動が促進されるということはあるものの、長期的に行動が促進されないということが問題点として挙げられています。インセンティブ設計、消費者等がその行動を続けられるようにメリットを感じるような仕組みを、さらに追加でされるというようなことはお考えでしょうか。

【松本資源循環推進課長】

課題といたしましては、おっしゃるとおり、このような施策をやるときに、そのあとの検証が抜けがちになっているというのは我々も感じているところでございます。食品ロス取組とは別ですけれども、本県で同様に推進している、プラごみの削減というのもありまして、やりっぱなしにならないようにというのを、県議会の先生方からもよくアドバイスをいただいておりますので、例えば、そちらについては、振り返りをするという点も含めて、アンケートを実施して、どのような状況になったかということを確認するというような取組を、来年度から始めたいと考えているところでございます。

こちらの食品ロスについても、同様の取組ができないかどうかということ、今後検討していきたいと考えております。

【石原委員】

はい。振り返り等も非常に大切だとは思いますが、例えば、ポイント制を設ける等、何かそれをしたときに消費者がやってよかったなと思うような仕組みを作ると、より継続的にそういった行動が促進されるのではないのでしょうか。どうしても啓発活動は、1回やってそれで終わり、という場合が多いと思います。その瞬間は取り組もうと思うけれども、なかなかそれが継続できないところが環境面の問題点として挙げられるので、できれば何かポイント制を設けるアプリを利用するなど、やってよかったなと感じられるような仕組みづくりができるといいかなと思いました。以上です。

【松本資源循環推進課長】

ありがとうございます。いただいた御助言をもとに、そのような仕組みができないかどうか、検討してまいりたいと思います。

【鈴木会長】

ありがとうございました。その他、御意見、御質問はございますか。

【白井委員】

国立環境研究所の白井と申します。よろしくお願いいたします。

先ほどの御意見と関連して、日常生活の中で、気軽に貢献できるような形がよいのではないかと考えています。家庭での削減ということを重要視すると、やはりフードドライブだと思いますけれども、皆さん、わざわざ県庁までいらっしゃるということはあまりないと思います。川崎市のフードドライブのページを見ますと、民間の食品ロス削減協力店ということで、各企業のリンクが紹介してありまし

て、県民の皆様が日頃から行くようなお店で気軽に参加できると、かなり量も増えるのではないかと思います。また、ポイント制との相性もいいのかなと思いますので、民間を巻き込んで展開することができると、ネットワーク的にも広がり、それからユーザー側にも貢献しやすくなるのではないかと考えました。よろしくお願いします。

【松本資源循環推進課長】

はい。承知いたしました。

現状の取組の中でも、県内で既にフードバンク活動に取り組んでいる民間企業、団体を紹介しておりまして、県のホームページにそのリンクを掲載しているところでございます。今、委員から御指摘のありましたように、その中にできるだけ皆様の日頃使うようなところにも加わってもらうように何かできないかと、考えていきたいと思っております。

先ほども御説明差し上げたところですが、こういった取組をやってみようという企業の方が、そもそもどのように実施すればよいかわからないという状況もありますので、それについては、県で、実施マニュアルというものを作成しておりまして、そちらを見ていただければ、社内でも簡単に実施できますというものを、併せて県のホームページに掲載しているというところでございます。

【白井委員】

はい。ありがとうございます。担当者がそこにちゃんと目を配って、読んで、やろうというところになる循環が回っていくといいなと感じました。ありがとうございます。

【鈴木会長】

その他、御意見、御質問はございますか。

【岸部委員】

岸部です。質問をさせていただきたいのですが、今回、事業系のところが大幅に削減できたので、数値が上方修正されたのだと受けとめました。

その中で、やはり商習慣を変えないと、「3分の1ルール」等によって、非常に廃棄物が多かったというのが、最初の頃の課題意識だったと思います。この5年間でそのあたり、どのような働きかけがあって、そうした市場での商習慣が変わってきたのか、お答えいただけますでしょうか。

【松本資源循環推進課長】

はい。ありがとうございます。

委員から今御指摘がありました、「3分の1ルール」というのは、食品の製造から消費に至るまでを3等分しまして、最初の3分の1が納品、次の3分の1が販売、最後は消費というような、それに間に合うようにそれぞれ納品をするということです。その3分の1を過ぎてしまうと、そのあとは納品を受け付けないということがあり、それが食品ロスに繋がっているというような状況がありました。

県でも、こちらを課題としておりまして、そういった商習慣の見直しを進めてきたところですが、具体的にその結果、どのぐらいの企業が、そのような商習慣の見直しをしたか、あるいは、そういったものに対して、県民がどれぐらい認知しているのかといったところを、数量的に把握しているという状況にございませんので、どのくらい進展したかというところについては、明確にお答えできないという状況でございます。

【岸部委員】

県単独ではなくて、一斉に、全国的な動きにもならないと、難しい分野だと思うので、是非、業者への働きかけを、全国的な視野で展開し、排出源をやっぱり減らしていくのが一番だと思いますので、続けてお願いしたいと思います。

【鈴木会長】

その他、御意見、御質問はございますか。

【青木委員】

はい。青木マキでございます。よろしくお願いいたします。

フードドライブ関連でもう1つ伺いたいのですが、新しい概要のところに、「食品寄附ガイドライン」や、「食品寄附システムの構築」と書かれています。このガイドラインというのは、消費者庁でも、昨年作られているようですが、これを遵守し使っていくということなのか、新たに県でガイドラインを作成するということなのか、どちらでしょうか。

また、食品寄附のシステムについて、デジタル技術の活用というのもありましたけれども、そちらを食品寄附のシステムとお呼びになっているのか、教えていただけますか。

【松本資源循環推進課長】

はい。最初のガイドラインについて、このガイドラインといいますのは、食べ残しの持ち帰りを促進するために、国が令和6年12月に策定したものでございます。

それまでも、近年、食べ残しの持ち帰りに積極的に取り組む飲食店が増えてきてはいるものの、やはり、一部の飲食店からは、持ち帰りに係る法的な関係が不明瞭であるとか、あるいは、持ち帰りに伴う飲食店の法的なリスクですとか、衛生的なリスクはどうなのかという指摘があったところでございます。

そういったものについて、やはりこの取組を推進していくためには、整理しなくてはいけないということで、国がそのガイドラインを策定して、事業者と、消費者双方に対する留意事項などを整理したものでございます。

具体的に申し上げますと、事業者向けの留意事項といたしましては、例えば、持ち帰りに際しては、消費者に対して衛生面に関する一定の注意事項を説明しておくということが、民事上の観点からも有効であるということや、食品衛生の観点からは、持ち帰りに適する食品は、事業者自身が判断することというようなことが盛り込まれているというところでございます。

一方、消費者向けについては、例えば、温度が高いところには放置しないこと、あるいは、速やかに喫食することで、一度手をつけた食品の食べ残しはその本人が喫食することなどが盛り込まれているというものでございます。

これまでも、県ではこういった持ち帰りを推奨するチラシを、既に作成はしております。今回新たに国がまとめたガイドラインで、新規の要素、例えば、事業者については、利用規約を整備して、食べ物を持ち帰ったときには、消費者と事業者でどのような責任分担があるのか、そういった利用規約を設けた方がいいということが新たに盛り込まれました。県のチラシについても、この利用規約を作成するとよいということを新たに盛り込んで、そのチラシを見直すことを考えております。申し訳ないのですが、もう一つの御質問をもう一度お願いいたします。

【青木委員】

食べ残しのガイドラインを御説明いただき大変よくわかりました。ありがとうございます。

ただ、「食品寄附のガイドライン」について伺いたかったので、よろしいでしょうか。

もう一点は、資料に記載のある「食品寄附システム構築」について、その食品寄附のシステムが、具体的には先ほどデジタル技術の活用のところでおっしゃっていたプラットフォームのことを指しているのか、または別のものなのかということを伺いたいです。

【松本資源循環推進課長】

いただいた御質問については、一度整理をさせていただき、別途、回答させていただきます。

【鈴木会長】

その他、御意見、御質問はございますか。

【松崎委員】

はい。松崎です。

まず、ここで一番消費者として大事だと思うことが、「神奈川県食品ロス削減推進計画」の第6章、第1節「消費者の役割」について、この中で、やはり食品ロスを削減するというのは、あるロスを出さないためにどうするかという以前に、買い物に行く時点から、まずは適量を、使い切れる量を買うこと。購入したものについては、消費期限や賞味期限の意味をしっかりと理解して、利用すること、そして、過度な鮮度志向を求めずに、スーパーやお店に行ったときや、手前から取る等の、理解をするということも非常に重要だと思います。

作ったものを食べきるということも非常に重要ですし、そういったことを常に心がけ、その意味がわかっているということが消費者にとっては非常に重要だと思います。

そのため、やはりそういった教育や学習という場は、非常に重要だと思いますので、是非、こちらにも力を入れていただきたいと思います。

そして、残った食品をどうしようといったときに、フードドライブを活用する。

私もフードバンクにボランティアに行ったこともありますけれども、多くのそういった食品が無駄にならずに、活用できているということは非常によいことだと思います。

したがって、まずは適量を買うということを心がけ、そして、お中元やお歳暮等、自分では食べなかったものや、使わなかったものを、どうしようと思ったときには、フードドライブを活用するというのも非常に有効だと思います。

私の利用している宅配サービスでは、年に何度か、そういった取組を実施していますし、利用する近くのスーパーマーケットでも、そういった取組をしていますので、このことを県民に広くお知らせするということにも力を入れていただけたらと思います。以上です。

【松本資源循環推進課長】

ありがとうございます。今、委員から御指摘のありましたように、やはり、そもそも持ち帰りの前に、食べきりというのが前提であると、我々も考えております。

また、この食品ロスを削減していくためには、まず県民1人1人の方が、意識を変えて行動を変えていくということが必要だと考えております。

県におきましても、この意識を変えていくことを促すために、いくつかの取組を

しておりまして、例えば、食品ロスの現状や、県で行っている取組を知っていただく、関心を持っていただくという観点から、職員が、現場に出向いて御説明する「出前講座」というものも実施しております。食品ロスについて知りたい、取組を教えて欲しいという要望がありましたら、そちらまで県職員が出向いて、そういった内容を御説明するといった取組です。

委員からありましたように、行動を変えていただくということを促すために、外食時の食べきりについて、県ではポスターを作成しておりまして、県内の広く飲食店にそういったものを掲示して周知を図っているというところでございます。

また先ほどありましたように、商品棚において、販売期限が迫っている、手前にある商品を積極的に選ぶ「てまえどり」についても、それを呼びかけるPOPを作成しておりまして、それを使って消費者に周知しているというところでございます。今後もこうした取組を続けていきまして、県民の方の意識を変え、行動変容を促していきたいと思っており、定着を図っていききたいと考えているところでございます。

【鈴木会長】

その他に御意見、御質問はございますか。

【佐藤委員】

佐藤でございます。

食品ロスの取組が進んでいるということは、非常によいことだと思います。具体的な企業のよい取組が、もう少しわかるとよいのではないかと思います。例えば、レストランであれば、最初に注文をするときに大盛、中盛、小盛で量が選択できるというような事業者も最近は増えてきていると思います。事業者にとっても経費削減になりますし、食べる方も、自らの選択で楽に食べることができますので、よいのではないかと思います。

一方、一般の流通では、最近は小売業の形態が変わってきていると思います。

私が子どもの頃は、魚屋さんがあって、八百屋さんがあって、という感じでしたが、現在はスーパーマーケットになり、さらにコンビニエンスストアになり、そしてドラッグストアが多くを扱っているような気がします。

そのため、食品の種類も、それから売っている業者も、様々な変化があるのだと思います。

調べたところ、ドラッグストアのチェーンは、加工食品等の取り扱いが多いことから、いわゆる3分の1ルールを見直して、納品は2分の1として、納品の範囲を広げ、廃棄について、直前まで廃棄せず値下げなどで売り切るというような取組例が各社のホームページで出しております。

それはよい取組だと思いますが、消費者としては、新鮮なものを購入したいという気持ちも分かります。特に生鮮品については、鮮度が重要です。業界とか食品の種類に合わせた取組があるということ、その多様性を認めていくのが非常によいのではないかなと思います。以上です。

【松本資源循環推進課長】

ありがとうございます。委員からも御意見、御提案のありました、企業での好取組を紹介するようなものについては、そういったものがないかということを検討していきたいと思っております。

また、前段で委員から、例えば飲食店での持ち帰りや、小分けへの対応等、積極的に取り組んでいただいている店舗がいくつもあります。

県としましては、こういった取組がさらに進むように、例えば持ち帰り対応とか小盛対応等を、わかりやすく表示できるステッカーのようなものを現在作成しようと考えております。ステッカーを配布することによって、その店舗がどのようなことに取り組んでいるのかということが、「見える化」されることになりまし、利用するお客様にとっても、持ち帰りを実施していることで商品を頼みやすくなるということが考えられますので、こちらのステッカー作成については、今後進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

【鈴木会長】

ありがとうございます。その他に御意見等はございますか。

【倉田委員】

横浜国立大学の倉田でございます。私の方からは資料2－3の表紙の部分について、御提案させていただきます。

SDGsの目標が、7点記載されていますけれども、「生物多様性国家戦略」の中で、戦略の4番目の行動目標として、フードロスが明記されておりますので、こちらの中に、目標の14番、15番のアイコンも、入れていただけるとよいかなと思います。以上になります。

【松本資源循環推進課長】

はい。ありがとうございます。追加するという事で承知いたしました。

【鈴木会長】

他には、よろしいでしょうか。

時間の関係もありますので、先ほどの青木委員からの御質問の件も含めて、御対

応をお願いします。また、他の委員から御意見、御質問等がありましたら、メール等でお送りいただきますようお願いします。それらを参考にして、引き続き素案の修正等、作業を進めていただきたいと思います。

【松本資源循環推進課長】

承知いたしました。

【鈴木会長】

12月の環境審議会におきましても、もう一度審議することになりますので、それまでの間、御意見がありましたら、事務局の方に御連絡いただければと思います。

報告事項 令和6年度大気環境、水環境の状況等について

【鈴木会長】

それでは、議題1については以上とさせていただき、報告事項に移らせていただきます。報告事項は、「令和6年度大気環境、水環境の状況等について」です。所管課から御説明をお願いします。

【寺下環境課長】

(資料3-1に基づいて説明)

【鈴木会長】

ありがとうございました。それでは、ただいまの報告について、御質問、御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

では、検査結果についてはわかりました。それを県としてはどのように評価されているのでしょうか。

【寺下環境課長】

まず、大気につきましては、非常に良好な状況にあると思っております。

ただ、例外的に光化学オキシダントにつきましては、全く環境基準を達成できていないという状況で、こちらは全国的にも同様の傾向になっております。基準は達成できていないのですが、少しずつオキシダント自体は減少傾向にあると認められており、また、環境基準が厳し過ぎるのではないかという意見もあり、国の方で現在、環境基準の見直しを行っておりますので、そのあたりも注視していきたいと思っております。

次に、水環境についてですけれども、こちらも全体的には良好な状況であると思っておりますが、東京湾のCODにつきましては、まだ改善の余地があると思っております。湾岸自治体などと連携して、引き続き、流入負荷の減少に向けた取組を行っていきたいと考えております。

最後に、PFOS、PFOAについてですが、こちらは非常に社会的な注目を現在集めておりまして、特に地下水で汚染が認められております。こちらにつきましては、監視の継続と、経口摂取が一番問題となりますので、新たな汚染が見つかった場合には、飲用指導を適切に行うとともに、県民に対して情報の周知を行っていきたいと考えております。

【新堀委員】

先ほどのPFOSについて、数値が超過したエリアが、いくつかあったというのは、いわゆる米軍基地の絡みとは全く関係のないエリアという認識でよろしいでしょうか。

【寺下環境課長】

地下水ですと、相模原市、秦野市、座間市、綾瀬市、川崎市で見つかっております。

【新堀委員】

関連があるということでしょうか。

【寺下環境課長】

米軍基地に近い綾瀬市でも、地下水汚染が判明しておりますけれども、これまでに、確実に米軍基地と関連があるということまでは、明らかになっていないという状況になっております。

【新堀委員】

わかりました。おそらく所管は政策局の基地対策課になるのかなと思いますが、そのあたりは、情報交換をしながら、県としても、米軍にも言わなきゃいけないところもあるでしょうし、しっかりと管理体制というのは、継続といいますか、より今まで以上に厳格に取り組んでいく必要があるかと思っておりますので、よろしくお願いします。以上です。

【鈴木会長】

その他に御意見、御質問はございますか。

【岸部委員】

教えていただきたいのですが、光化学オキシダントについて、毎年夏になると光化学スモッグ注意報等がありますが、猛暑に関連したニュースが多いことから、下火になっているのでしょうか。

ただ、大気が高温になればなるほど、やはり危険性は高まるのではないかと思います。ただ、そういった空気中の成分と、あと高温との関係というのはあるのでしょうか。

また、今年度は、猛暑で外出を控えましょうというものがあるので、あまり問題にならなかったのでしょうか、今年度の光化学スモッグの発生というのはどうなっているのか伺いたいと思います。

【寺下環境課長】

やはり気温との関係はあると考えております。ただ、風が吹き抜けていれば、なかなか濃度が上がらないという特性もあり、温度が高く、日照があり、風が滞留している、そのような条件が重なった場合に、オキシダント濃度が高くなるという傾向がございます。

昨今は、光化学スモッグ注意報の発生回数が、年間1桁という状況になっておりますが、昨年は、例外的に12回発生し、今年は、これまでに3日間、発生しております。ただ、昭和40年代頃は非常に回数が多く、ピークの時期は年間30回を超え、被害者数も1万人以上を超えていた状況がございましたので、当時と比較すると、最近は、かなり落ち着いている状況であると思っております。

【岸部委員】

ありがとうございます。

【鈴木会長】

よろしいでしょうか。こちらで報告事項については、終了させていただきたいと思っております。

それでは、以上で予定していた議事は終了いたしました。事務局から何か追加等ございますか。

【事務局】

はい。次回の審議会は12月23日火曜日の午後を予定しております。詳細は改めて連絡をさせていただきます。事務局からは以上です。

【鈴木会長】

それでは、以上をもちまして本日の会議を閉会いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

(会議終了)